

処 分 基 準

基準の名称	児童虐待を行った保護者に対する面会・通信の制限	
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要
児童虐待の防止等に関する法律	第12条	面会・通信の制限
基 準 の 内 容		
<p>児童虐待を受けた児童について児童福祉法第27条第1項第3号の措置（以下「施設入所等の措置」という。）が採られ、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該児童との面会 2 当該児童との通信 <p>関係法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉法（昭和22.12.12法律第164号） ・ 児童虐待の防止等に関する法律施行規則（平成20.3.11厚労令第30号） ・ 「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行について（平成20.3.14厚児発第0314001号） ・ 「児童虐待の防止等に関する法律施行規則」及び「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」施行について（平成20.3.14厚児発0314002号） ・ 児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について（平成20.3.14厚児総発0314001号） 		